

袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業の換地処分に伴う

住所変更手続き等の手引き



袖ヶ浦市

はじめに

平成23年5月20日から施行されてきました袖ヶ浦市袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業は、本年7月12日に換地処分公告を迎えることになり、換地処分公告の翌日である7月13日から、町名地番が変更になります。

これに伴い、みなさまのお住まいの地区では、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表し方が変わります。

新しい住所への変更に伴い、各種住所の変更手続きが必要となります。

この手引きでは、各種住所の市役所・法務局などが書き換えを行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるもの等についてご案内いたします。

町名決定の経緯

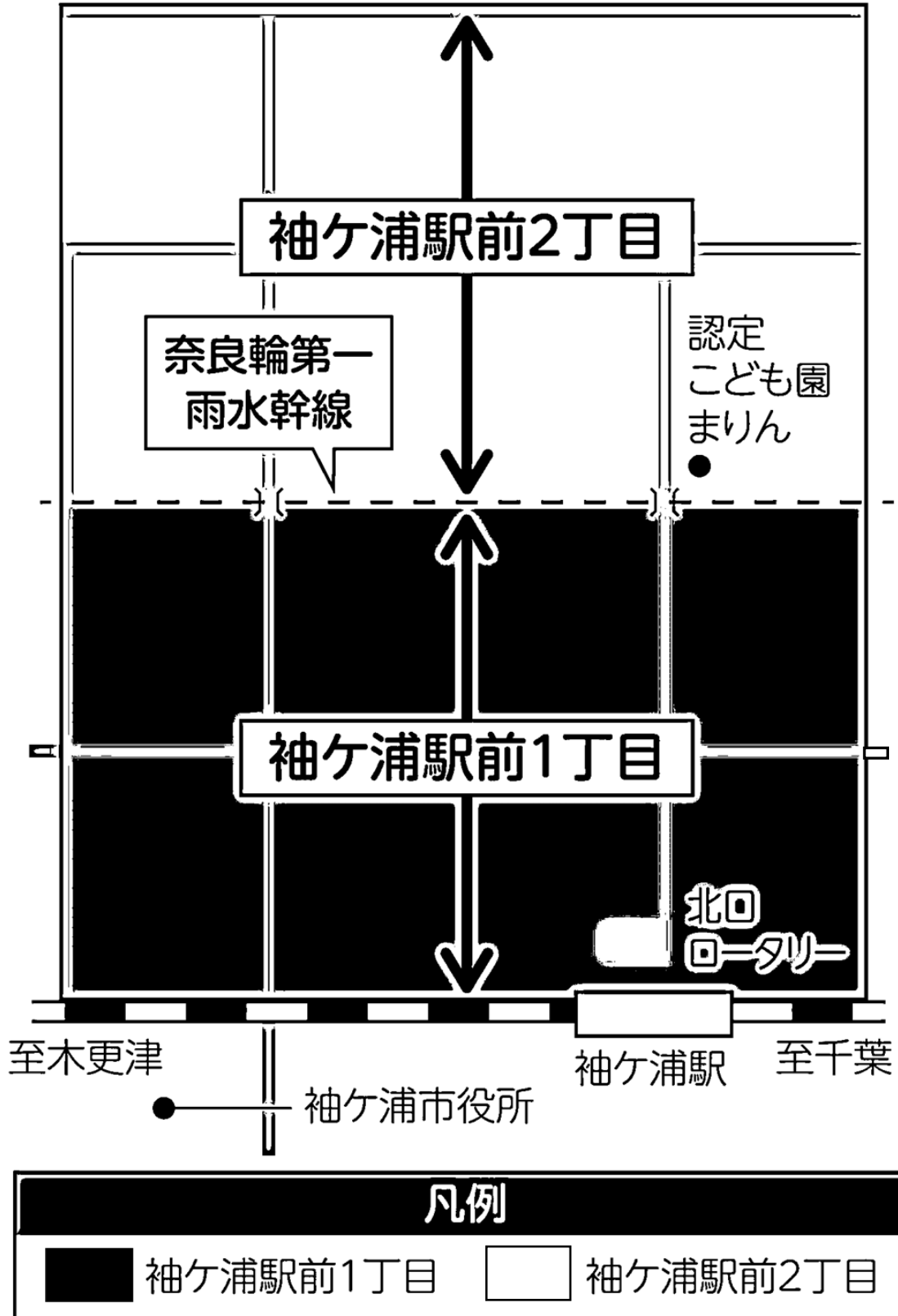
新町名については、土地区画整理組合の提案や、市民を対象に新町名を募集し、アンケート調査を行った結果、「袖ヶ浦駅前」が候補案の中で最多票となりました。

市はこの結果に基づき、平成28年9月の市議会に議案を提出し、議決を受け決定したものです。

目次

町界区域図	1
新しい住所等の表し方	2
郵便番号について	2
住所変更の手続きについて	2
みなさまの手続きの必要がないもの	3
みなさまに手続きしていただくもの	5
その他	9

町界区域図



新しい住所等の表し方

これまでの住所は、袖ヶ浦市奈良輪〇〇〇〇番地（△街区□画地）、または、袖ヶ浦市坂戸市場〇〇〇〇番地（△街区□画地）としていました。

新しい地名は、地区中央に流れている水路（奈良輪第一雨水幹線）から駅側が『袖ヶ浦駅前1丁目』に、水路から海側が『袖ヶ浦駅前2丁目』になります。

住所	いままで	これから
	奈良輪〇〇〇〇番地（△街区□画地） 坂戸市場〇〇〇番地（△街区□画地）	袖ヶ浦駅前1丁目□□番地□□ 袖ヶ浦駅前2丁目□□番地□□

※なお、本籍地名地番を新しい地名地番に変更する場合には、別途転籍の届出が必要になります。

郵便番号について

いままで	これから
〒299-0263（奈良輪）	〒299-0269 （袖ヶ浦駅前1丁目） （袖ヶ浦駅前2丁目）
〒299-0262（坂戸市場）	

住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが書き換えを行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、みなさまのご都合にあわせて手続きをしてください。

各種住所変更手続きに必要な住所変更証明書を、袖ヶ浦市から各世帯主宛てに令和元年7月16日以降に送付させていただきます。各人4部同封しますので、お手元に届きましたら手続きをお願いします。

※手続きができるのは令和元年7月16日以降となりますのでご注意ください。

住所変更証明書は市役所の担当課窓口（個人の場合は市民課、法人の場合は都市整備課）にて、無料で追加交付いたしますので、事前にご連絡をお願いします。

なお、交付時には本人確認書類（身分証明できるもの）と印鑑が必要です。（※土日祝日は交付できません。また、代理人の方へも交付できますが、その場合は依頼人からの委任状が必要となります。）

みなさまの手続きの必要がないもの

◇市及び関係機関が新しい住所に書き換えを行うもの

市 役 所	<ul style="list-style-type: none"> • 住民票（住民基本台帳） • 戸籍の附票 ⇒本籍地番の変更はありません。本籍地を変更する場合には別途転籍の届出が必要です。 • 印鑑登録の住所 • 国民健康保険被保険者証 等※ • 後期高齢者医療被保険者証 等※ • 介護保険被保険者証 等※ • 国民年金被保険者・受給者の住所 • 厚生年金受給者の住所 • 児童手当、児童扶養手当、子ども医療費 等※ • 飼い犬の登録 • 固定資産課税台帳 • 選挙人名簿 • 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車の所有者の住所 • 袖ヶ浦市立保育所・幼稚園に通所している園児の住所 • 袖ヶ浦市立小中学校に通学している児童生徒の住所
法 務 局	<ul style="list-style-type: none"> • 土地、建物の登記記録（表題部のみ） ⇒権利部の所有者の住所等は、本人からの申請があるまで変わりません。
公 共 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> • 上下水道 • 郵便物 ⇒市役所等からお送りする書類等が、事務処理の都合上、旧住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。 <p style="text-align: center;">以下について、半年以上経過しても旧住所で郵便物等が発送される場合は、各公共サービス機関等に確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • NHK、NTT（固定）、東京電力、都市ガス 等

※ 詳細は次ページをご参照ください。

◇新しい住所に書き換えた証書等が市から自動的に送付されるもの

証書・手帳などの名称	取扱いについて	問合せ先
国民健康保険被保険者証 (短期被保険者証、資格証明書を含む)	7月31日までは、現在お 手元にある被保険者証等 を使用してください。	保 険 年 金 課 国保資格給付班 0438(62)3031
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用認定証		
国民健康保険限度額適用 標準負担額減額認定証	8月1日以降は、7月下旬 に送付される被保険者証等 (住所変更済み)を使用し、 旧被保険者証等については 返還又は破棄してください。 なお、高齢受給者証や限度 額認定証等については、該当 する方のみ同封します。	保 険 年 金 課 後期・賦課徴収班 0438(62)3092
後期高齢者医療被保険証 (短期被保険者証を含む)		
後期高齢者医療保険限度額適用 標準負担額減額認定証		
後期高齢者医療保険特定疾病 療養受給者証		
介護保険被保険者証	負担割合証及び負担限度 額認定証については既に認 定証の交付を受けている方 のみ同封します。 旧証書については返還又 は破棄してください。	介 護 保 険 課 認定・給付班 0438(62)3206
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証		
子ども医療費助成受給券	7月31日までは、現在お 手元にある受給券を使用し てください。 8月1日以降は、7月下旬 に送付される受給券(住 所変更済み)を使用し、旧 受給券については返還又は 破棄してください。	子 育 て 支 援 課 0438(62)3272
重度心身障害者(児) 医療費助成受給券	7月31日までは、現在お 手元にある受給券を使用し てください。 8月1日以降は、7月下旬 に送付される受給券(住 所変更済み)を使用してく ださい。	障がい者支援課 0438(62)3199

みなさまに手続きしていただくもの

次に、市役所他公共機関に関する代表的なものの手続き例を記載します。この他にも、法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれの所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

また、個人で登録等しているもの（金融機関（銀行、クレジット等）、保険会社、会社、学校等）については通常の引っ越し手続きと同様です。

※手続きができるのは令和元年7月16日以降となりますのでご注意ください。

◆身分証明書関係 〈各手続きは7月16日以降に行ってください〉

（なにを） 事 項	（だれが） 該 当 者	（どこへ） 手 続 先	（いつまでに） 手 続 期 限	（なにをもって） 提 出 書 類
自動車運転免許証の住所変更	各種自動車運転免許をお持ちの方で、住所が変更となる方	木更津警察署 0438(22)0110 千葉運転免許センター 043(274)2000	身分証明書として使用しているものは、早めに手続きをしてください。	①自動車運転免許証 ②住所変更証明書
マイナンバーカードの住所変更、電子証明書の更新	本人	袖ヶ浦市役所 市民課 0438(62)2980	変更手続きをしてください。	①マイナンバーカード ②印鑑 ③暗証番号記載票
マイナンバー通知カードの住所変更	本人または同一世帯員		変更手続きをしてください。	①マイナンバー通知カード ②本人確認書類 ③印鑑
住民基本台帳カード(顔写真付カード)の住所変更	顔写真付住民基本台帳カードをお持ちの方		変更手続きをしてください。	住民基本台帳カード ※原則ご本人が来庁してください。
在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書の住所変更	在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書をお持ちの方		変更手続きをしてください。	①在留カード ②特別永住者証明書 ③外国人登録証明書 ※16歳以上の方の手続きには、原則ご本人が来庁してください。

◆**保険・年金関係** 〈各手続きは7月16日以降に行ってください〉

(なにを) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手 続 期 限	(なにをもって) 提 出 書 類
共済年金受給者の住所変更	共済年金を受給中の方	各共済組合	変更手続きをしてください。	各共済組合に確認してください。
厚生・共済年金加入者及び国民年金第3号被保険者の住所変更	厚生・共済年金加入者及び厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている20歳～59歳の配偶者	勤務先	変更手続きをしてください。	勤務先に確認してください。

◆**医療・福祉関係** 〈各手続きは7月16日以降に行ってください〉

(なにを) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手 続 期 限	(なにをもって) 提 出 書 類
特別児童扶養手当証書の住所変更	特別児童扶養手当証書をお持ちの方	障がい者支援課 0438(62)3199 (注)平川・長浦行政センターでは変更できません	速やかに変更手続きをしてください。 期限はありません。	①特別児童扶養手当証書 ②印鑑
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、障害福祉サービス受給者証の住所変更	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方			①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、障害福祉サービス受給者証 ②印鑑
指定難病特定医療・小児慢性特定疾病医療・先天性血液凝固因子障害受給者証の住所変更	受給者証をお持ちの方	君津健康福祉センター（君津保健所） 0438(22)3744	速やかに変更手続きをしてください。	①受給者証 ②住民票

◆自動車関係 〈各手続きは7月16日以降に行ってください〉

(なにを) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手 続 期 限	(なにをもって) 提 出 書 類
自動車・オート バイ(125cc 超) の 所有者・使用者 の住所及び使用 の本拠の位置の 変更	所有者、 使用者	袖ヶ浦自動車検査 登録事務所 050(5540)2025	速やかに変更 手続きをして ください。	①検査証記入申請書 ②住所変更証明書 法人にあっては商 業登記簿の謄本又 は抄本、登記事項証 明書 ③車検証 ④印鑑
			※所有者と使用者が異なる場合、所有 者の委任状が必要です。 ※他に変更事項等がある場合は、必要 書類が変わりますので、事前に袖ヶ 浦自動車検査登録事務所へ確認して ください。	
軽自動車の 所有者・使用者 の住所及び使用 の本拠の位置の 変更	所有者、 使用者	軽自動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦支所 050(3816)3116	速やかに変更 手続きをして ください。	①検査証記入申請書 ②住所変更証明書 法人にあっては商 業登記簿の謄本又 は抄本、登記事項証 明書、印鑑（登録） 証明書等 ③車検証 ④印鑑
			※所有者と使用者が異なる場合でも、 所有者の委任状は不要です。 ※他に変更事項等がある場合は、必要 書類が変わりますので、事前に軽自 動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦 支所へ確認してください。	

◆登記関係〈各手続きは7月16日以降に行ってください〉

(なにを) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手 続 期 限	(なにをもって) 提 出 書 類
【会社・法人 の登記記録】 本店・支店の 所在地およ び代表者等 の住所変更 登記	町名地番が変 更された結 果、会社、法 人の登記記録 に変更が生じ た法人の代表 者	本社（主たる事務 所および支店）の 所在地を管轄する 法務局	本店は2週 間以内、支店 は3週間以 内。 ※上記の法定 期間内に申請 してください。	①住所変更証明書または 字地番変更証明書 ②登記申請書 ③印鑑（届出印）
【土地・建物 の登記登録 （権利部）】 ①所有者の 住所変更登 記 ②抵当権者 等の住所変 更登記	事業区域内に 住所がある方 で、土地・建 物を所有（登 記）している 方、抵当権等 の権利者とし て登記してい る方	土地・建物の所在 地を管轄する法務 局 千葉地方法務局 木更津支局 0438(22)2531	期限はあり ませんので、 売買などの 登記をする 際に一緒に 申請してく ださい。	①換地処分通知、住所変 更証明書又は字地番変 更証明書 ②登記申請書 ③印鑑（認印） ※本人申請の場合は登録 免許税は免除となりま す。
土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について				
換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買、贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明交付事務が一定期間停止されます。				

その他

□手引きについて

この手引きは、住所変更の実施に伴う主な住所変更手続き等について記載したものです。

手引きに記載のない、届出を要するもの、各種免許、許可、認可、法令により住所変更の届出が必要なもの等の住所変更につきましては、関係機関にご連絡いただき、ご自身で手続きをお願いします。

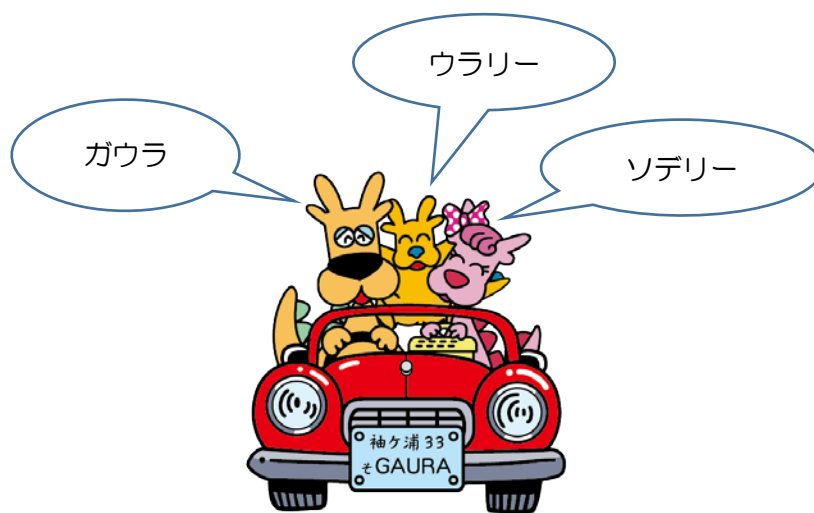
□住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所、郵便番号をご親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくために、日本郵便㈱から提供されたはがきを、対象世帯へ配布を予定しています。

ご利用になる場合は、お知らせ用はがきに必要事項を記入し、はがきの入っていた封筒に入れ、最寄りの郵便局へ持参するか、郵便ポストへ投函してください。

□ごみの収集について

住所変更によって、ごみの収集日・集積所が変わることはありません。



袖ヶ浦マスコットキャラクター ガウラファミリーです。
 よろしくおねがいします。

【お問い合わせ先代表】

※下記以外の内容については各項目記載の電話番号へお問い合わせください。

住所・本籍関係	町名変更関係	手引全般
袖ヶ浦市役所 市民課 TEL：0438（62）2980	袖ヶ浦市役所 総務課 TEL：0438（62）2104	袖ヶ浦市役所 都市整備課 TEL：0438（62）3516
問い合わせ時間：午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）		